

新旧対照表

旧	新	摘要
1 目的（略） 2 対象工事（略） 3 快適トイレの仕様（略） 4 快適トイレの導入にあたっての配慮事項 （1）全般 快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く。 （2）設置位置 男性トイレと女性トイレ（一体型トイレを除く）は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。 （3）動線の配慮 男性トイレと女性トイレ（一体型トイレを除く）は入口を分ける等の動線の配慮をする。 （4）ドアの向き 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。 （5）照明 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。 （6）室温 トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。	1 目的（略） 2 対象工事（略） 3 快適トイレの仕様（略） 4 快適トイレの導入にあたっての配慮事項 <u>（1）原則</u> <u>女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする。</u> <u>（2）全般</u> <u>女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。</u> <u>（3）設置位置</u> <u>女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。</u> <u>（4）動線の配慮</u> <u>男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。</u> <u>（5）ドアの向き（略）</u> <u>（6）照明（略）</u> <u>（7）室温（略）</u> <u>（8）性別の徹底</u> <u>混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。</u>	追記 修正 修正 修正 修正 修正 修正 追加

新旧対照表

旧	新	摘要
5 実施方法（略） 6 設置に要する費用 （１）略 （２）快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする（102,000円／2基・月が上限）。 （３）ハウス型等の男女別トイレが一体型となっており、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限に「積算上の差額」まで計上可能とする。 （４）～（７）（略） 7 その他（略） 附則（略）	5 実施方法（略） 6 設置に要する費用 （１）略 （２）快適トイレの費用は、<u>57,000円／基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、設置基数は現場毎に必要性を協議の上、決定する。</u> （３）ハウス型等の男女別トイレが一体型となっており、男女別の入口になっている場合に限り、<u>入口別に57,000円／基・月</u>を上限に「積算上の差額」まで計上可能とする。 （４）～（７）（略） 7 その他（略） 附則（略） <u>附則</u> <u>1 この試行要領は、令和8年10月1日から施行する。</u> <u>2 この要領は、土木工事標準積算基準の適用日が令和8年10月1日以降のものから適用する。</u>	修正 修正 追記